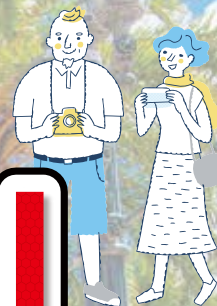


AI
通訳機

外国人観光客との接客に!



「ポケットーク」 を 無料貸出しします!

外国人観光客とのコミュニケーションに「言語の壁」を感じていませんか?
那覇商工会議所では、外国人観光客の多い事業所の**インバウンド対応力強化**を
目的として、**AI通訳機「ポケットーク」の無料貸出**を開始します!(Wi-Fi不要)
ぜひ外国人観光客とのコミュニケーションにお役立てください!

「ポケットーク」 POCKETALK®とは?

- 74以上の言語に対応し、双方向翻訳可能!
- 通信機能付きなのでWi-Fi不要ですぐに使える!
- 飲食店・ホテル・観光施設・小売店など幅広く活用OK!
- 簡単な操作と翻訳精度の高さで接客もスムーズに!

👍 こんな場面で活躍!

- 言葉の壁に困ったときに
相手の言語がわからなくても、スムーズに意思疎通ができます!
- 初めて外国人対応をする場面で
不安を安心に変えるサポートツールとして活躍!
- 伝えたいことがうまく伝えられないときに
精度の高い通訳機能で細かい内容、ニュアンスまでしっかりと
通訳してくれます!
- 多言語対応の負担を軽減したいときに
スタッフにかかる語学ストレスを減らし、業務もスムーズに!



ボタンを
押しながら
話すだけ

一瞬で、
通訳
文字と、音声で

ポケットークS2 Plus

貸し出し開始日

4月1日(水)~

お申し込みはこちらから

右記QRコードを読み取り、
専用フォームへアクセス!

※裏面に利用規約がございます。必ずご確認ください。



*台数に限りがございますため、ご希望に添えない場合がございます。

*1事業所最大2台までの貸し出しとさせていただきます。

*お申し込みの際は、必ず裏面の利用規約をご確認ください。お申し込みをもって同意したものとさせていただきます。

那覇商工会議所 ポケットトーク貸し出しサービス利用規約

■第1条 (利用の適用)

那覇商工会議所(以下「当所」という)は、POCKETALKレンタルサービス利用規約(以下「本利用規約」という)を定め、本利用規約に基づき、当所指定のPOCKETALKレンタルサービス利用申込書の提出者(以下「利用者」という)に対し、当所が所有する台数の範囲内において、利用者が行う事業とその事業に付随する業務に対してPOCKETALKレンタルサービス(以下「本サービス」とする)を提供する。

■第2条 (貸出物品)

本サービスでは、下記を貸し出すこととする。

- POCKETALK端末
- USBケーブル
- ガイド
- 取り扱い説明書
- 箱

■第3条 (管理)

利用者は本サービスの貸出物品が盗難や破損に遭わないよう適切に管理しなければならない。

■第4条 (規約の遵守)

利用者は本利用規約を遵守して本サービスを受けるものとする。

■第5条 (利用)

本サービスの利用は無償とする。貸出台数及び利用期間については1事業所につき最大2台とし、利用期間は3ヶ月以内とする。貸出台数は、当所と調整し決定する。また、利用者は当所が実施するアンケートに協力をするものとする。

■第6条 (更新)

利用者が貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間終了までに当所に申し出るものとし、当所の判断により可否および延長期間を決定するものとする。

■第7条 (契約の解除)

当所は、次のいずれかに該当する場合、利用契約期間中であっても、利用契約を解除することができる。

- 利用者が本利用規約に違反した場合
- その他当所が解除するについて止むを得ない事由があると判断した場合

■第8条 (免責事項)

本サービスの利用について生じた事業所及び第三者へのトラブル・損害について、当所はいかなる場合もその責任を負わず、また一切の補償も弁償もしない。

■第9条 (損害賠償)

利用者は、本サービスの利用により当所または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を弁償するものとする。また、破損や紛失した場合も、同様とする。

■第10条 (禁止事項)

本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為を禁止する。利用者の行為が以下のいずれかに該当すると当所が判断した場合には、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止させ、該当違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとする。

- 第三者への利用許諾、貸与、譲渡、売買、その他担保に供する行為
- 改造、改良する行為
- 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- 犯罪もしくは公序良俗に反する行為
- その他、当所が不適切と判断する行為

■第11条 (返却方法)

利用者は本サービスの利用を停止し、本サービスの端末を返却する際には、POCKETALK端末を初期状態に戻したうえで、第2条で貸し出した物品を全て揃えて当所まで返却することとする。返却の期限は、利用期間終了後1週間以内とする。返却に係わる費用は利用者負担とする。

■第12条 (その他)

本利用規約に定めなき事項については、当所および利用者は誠意をもって協議し処理することとする。